

# 選挙公報をめぐる問題

2019年7月26日

片木 淳

## 1 選挙公報未発行の自治体

### 1.1 義務制選挙公報

都道府県の選挙管理委員会は、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、また、衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院（比例代表選出）議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。（公選法 167 条①②。下線は片木）

### 1.2 任意制選挙公報

都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第 167 条から第 171 条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。（公選法 172 条の 2。下線は片木）

### 1.3 選挙公報の発行に係る条例の制定状況（2017年12月31日現在+α）

- ・都道府県議会議員選挙 44 団体  
ただし、その後、新潟県、山梨県、岐阜県の 3 団体が 2018 年 3 月に制定した。  
→ 全ての団体
- ・指定都市の市長選挙 全ての団体
- ・指定都市の市議会議員選挙 18 団体  
ただし、その後、広島市が 2018 年 7 月に制定したので、未制定の団体は北九州市のみとなった。
- ・指定都市以外の市区長選挙 未制定の団体 75（全団体に占める割合 9.4%）
- ・市区議会議員選挙 // 団体 76（同上 9.6%）
- ・町村長選挙 // 団体 505（同上 54.5%）
- ・町村議会議員選挙 // 団体 508（同上 54.8%）

【出典:衆議院・政倫特委（2018年11月21日）における大泉選挙部長答弁（国会会議録検索システム）による。】

#### 1.4 同条例に関する総務大臣答弁等（2018年11月21日、衆議院・政倫特委）

○ 大泉総務省選挙部長

「各団体の議会において議論を経て成立したものと承知しておりまして、総務省としては、その議論を評価するという立場ではございませんが、一般論として申し上げますと、選挙公報の発行により、選挙人にとって、候補者等の政見等を入手する手段がふえたということにはなると考えております。」

○ 石田総務大臣

「選挙人が、議員御指摘がありましたように、候補者等の政見を入手する手段として非常に評価できると考えておりまして、条例を制定している団体がふえているということは結構なことだと考えております。

ただ、御指摘ありましたように、選挙運動期間の短い選挙においては、やはりその発行等が困難な場合も考えられるわけでありましてけれども、可能な範囲で積極的に考えていただければありがたいと思っております。」

【出典:国会議事録検索システムによる。下線は片木】

#### 1.5 現行の選挙運動の規制と選挙公報

現行の公職選挙法では、「選挙の公正、候補者間の平等を確保するため」として、選挙運動期間中に行われる文書図面の頒布・掲示その他の選挙運動について厳しい規制が行われている（2013年の公職選挙法改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが解禁された）。

中でも、選挙運動のために使用する文書図面については、特に厳しく、公職選挙法142条等に規定された次のもののほかは、頒布することができない（インターネット関係を除く）。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 選挙運動用通常はがき</li><li>② 選挙運動用ビラ</li><li>③ 選挙運動用パンフレット・書籍（マニフェスト文書）</li><li>④ 新聞広告</li><li>⑤ <u>選挙公報</u></li></ul> |
|--|

このように諸外国に例を見ないような厳しいわが国の選挙運動規制は、原則としてすべて廃止すべきであるが（第1期答申）、現状では、選挙公報は候補者等の政見等を知るための数少ない貴重な手段の一つであり、すべての自治体で発行すべきものである。

## 2 選挙公報のインターネット公開

### 2.1 経緯

2011年7月29日 片山善博総務大臣 参議院政治倫理・選挙制度特別委員会で「HPの掲載は法的に可能」と答弁

同年8月11日 総務省、東日本大震災で被害を受け、2011年秋に延期されていた岩手、宮城、福島3県の県議選での選挙公報のネット掲載を認める通知

2012年3月29日 総務省、「選挙公報」の自治体のホームページへの掲載を認める通知を全国に発出

2015年5月14日 安倍総理、初鹿議員（立憲民主党）の「選管ホームページに選挙公報を継続して掲載することに関する質問主意書」に対し、

「特定の選挙の啓発、周知活動の一環として行うものではなく、御指摘のように過去の選挙に関する記録として、投票日の翌日以降、選挙公報を選挙管理委員会の記録用のホームページに掲載することについては、次回以降の選挙に係る選挙公報と混同されたり、選挙の公正を害するおそれのない形式で行われるものである限り、差し支えない」

旨回答

2015年9月15日 安倍総理、本村議員（当時、旧民進党）の「無投票選挙における選挙公報の取り扱いに関する質問主意書」に対し、

「選挙が無投票となった場合に、候補者等が提出した選挙公報の掲載文を選挙管理委員会のホームページに掲載することについては、右に述べた選挙公報の発行の目的に照らせば、その必要があるとは考えていない。」

旨回答

2019年4月18日 毎日新聞記事「無投票でも公約点検」

（記事の概要）

無投票になった場合は発行されない「幻の選挙公報」を公にするため、首都圏の学生有志が自治体に原稿の開示請求を進めている。サイトは「選挙公報.com（ドットコム）」。2014年秋に筑波大などの学生が開設した。自治体の選挙管理委員会が掲載するホームページから選挙公報を取り寄せ、掲載している。

片木淳弁護士は『無投票当選の議員も市民の代表であり、経歴や政見などを知ることは有権者として当然。情報公開は意義がある』と指摘。その上で『無投票になったことなどを付記して選管が選挙公報を改めて配布することも考えられる。議員の議会活動について

て、日ごろから情報公開を行っていくことも欠かせない』と話している。

2019年7月1日 「選挙期間中にアップロードした選挙公報は、少なくとも政治家の任期中は各選挙管理委員会のサーバーから削除しないでください」等と呼びかけているサイトの代表者が、参院選を前に、集まった1万7600人の署名ファイルを総務省に提出

【出典:同日付 J-CAST ニュース・毎日新聞記事】

## 2.2 統一地方選後の HP 上の選挙公報

知事選では44都道府県のうち22府県が、議員選は47都道府県のうち24府県がHP上から消えていた(5月17日現在)。

【出典:2019年6月6日、毎日新聞東京朝刊ニュース】

ネット解禁されていない文書図画の規制とのバランスで、慎重な姿勢を見せている面があるようであるが、上述のような選挙公報の重要性に鑑み、選挙後も無投票当選の場合もともに、各選挙管理委員会のサイトに載せ、主権者たる選挙民に情報提供すべきである。

## 3 選挙公報の早期配布等

### 3.1 期日前投票と選挙公報の配布

選挙公報は、選挙の期日前 2 日までに配布するものとされている(公職選挙法 170 条)。

期日前投票は、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができる(法 48 条の 2 ①)。

### 3.2 国政モニターからの意見と総務省の回答

#### 3.2.1 国政モニターからの意見

「期日前投票に間に合わない公報の配布について

選挙における投票を行うにあたって、候補者の経歴や写真並びにもっとも大切な公約を掲載する広報は言うまでもなく重要なものです。公職選挙法第 170 条において「各世帯に選挙の期日前 2 日前までに配布するものとする」と規定されております。過去に自治体役員であった私は、広報を全戸に配布しましたが、そもそも選管(市役所)から届くのが遅すぎるのです。2003 年より始まったとされる期日前投票制度ですが、10 年以上が経過しているというのに未だに改善されない理由と、広報を確認しないままに投票をしなければならない現状に対して対策を検討しているという事

であれば教えて戴きたいです。公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までに投票ができる期日前投票制度は作ったが広報を確認してから投票したい人は届くまで待つて下さいという考えではない事を期待したい。国民が国政に対し声を上げられる唯一の機会なので、真剣な御検討を賜りたく存じます。」

### 3.2.2 総務省の回答

「期日前投票に間に合わない公報の配布について（回答:総務省）

選挙公報は、立候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した文書で、国政選挙時等において発行されるものであり、立候補届受理後に印刷・配布を行うこととなるため、ご指摘のとおり、期日前投票開始日までに選挙人の手元に届かない事例があると承知しています。

期日前投票制度は、選挙人の利便性向上を図るため、選挙当日に用事等がある方が、公示日又は告示日以後に選挙当日と同様に投票を行うことができる制度として導入されたものであり、選挙公報による選挙情報が届かない場合においても、投票が可能な仕組みとなっております。

なお選挙公報が配布されお手元に届くまでの間でも、印刷原稿の確定以降、各選管によっては HP に掲載したり期日前投票所に備え付けたりしている場合もございますので、お住まいの選挙管理委員会にご確認ください。

選挙公報は、選挙人が立候補者の情報を得る重要な媒体の一つと考えております。印刷誤りや配布漏れなどが無いよう十分注意した上で、選挙公報発行事務の迅速化を図り、可能な限り早期に配布を完了できるようにするとともに、HP への掲載等による情報提供について、引き続き各選挙管理委員会に要請してまいります。

(注) 1 内閣府の資料に基づき作成

2 下線は当局が付したものを。

【以上、出典:総務省 HP「選挙公報の情報の選挙人（有権者）への早期の提供」「図 1 内閣府大臣官房政府広報室「国政モニター」平成 27 年度意見】

### 3.3 選挙公報の掲載文（例: 参議院・選挙区と比例区）

参議院比例代表選出議員選挙について、中央選挙管理会は、掲載文の写し二通を当該選挙の期日前 11 日までに都道府県の選挙管理委員会に送付する（法 169 条②）。

都道府県の選挙管理委員会は、中央選挙管理会から送付を受けた掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない（法 169 条③）。

選挙公報の掲載文の申請手順は、次表のとおり（法 168 条①及び③）。

表：参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載文の申請手順

選挙の区分 (根拠条文)	掲載文の申請先	申請期限	申請方法
参議院選挙区選出議員選挙 (法第 168 条第 1 項)	都道府県選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙管理委員会	公示又は告示があった日から 2 日間	文書申請
参議院比例代表選出議員選挙 (法第 168 条第 3 項)	中央選挙管理会	公示又は告示があった日から 2 日間	文書申請

(注) 法の規定に基づき当局が作成

【出典:総務省同上資料】

### 3.4 選挙公報の取扱いの改善（投票環境の向上方策等に関する研究会）

「

**(課題)** 多くの選挙人が期日前投票を行っている現状を踏まえ、選挙公報の配布やホームページ掲載を現状より早く行えないかとの声がある。また、選挙管理委員会のホームページに掲載された選挙公報は、読み上げソフトに対応できない画像 PDF ファイルとなっている点について改善を求める声がある。

**(検討)**

- 選挙公報の掲載文原稿について、電子データによる提出を可能とすることで、選挙公報の印刷及び各世帯への配布を早める。また、都道府県の選挙管理委員会のホームページへの選挙公報の早期掲載にも取り組むことが必要。
- これにあわせ、音声読み上げソフトを用いる視覚障害者等の便宜に資するよう、選挙公報の掲載文原稿のテキストデータを情報提供していくことが望ましい。

」

【出典: 総務省 HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 投票環境の向上方策等に関する研究会報告の公表」「報道資料」(平成 30 年 8 月 10 日)「投票環境の向上方策等に関する研究会報告概要」「(5) 選挙公報の取扱いの改善」】

### 3.5 選挙公報の掲載文原稿のテキストデータによる提供（政府答弁）

○ 政府参考人（大泉・総務省選挙部長）

「 視覚障害者に対する選挙情報の提供としまして、平成二十八年七月に執行されました参議院議員通常選挙においては、全都道府県において点字版及び音声版、これは、音声版はカセットテープ、CD、音声コードのいずれかによるものでございますが、それが全都道府県において配布されていたということ承知しております。

これに加え、昨年八月の総務省に置かれました投票環境の向上方策等に関する研究会の報告を踏まえまして、総務省といたしましては、委員御指摘のとおり、選挙公報の掲載文原稿のテキストデータによる提供について検討を行っておるところでございます。」

○石田総務大臣

「 選挙公報のテキストデータの提出につきましては、視覚障害者が候補者情報を入力できる手段を増やす意義あるものでございまして、今年の参議院通常選挙から実現できるように取り組みたいと考えております。」

【出典:国会会議録検索システム「参議院・政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会（平成31年4月24日）」議事録】

## 参考 1 無投票選挙における選挙公報の取り扱いに関する質問主意書

### (1) 同質問主意書（2015年9月7日）

提出者 本村賢太郎

二〇一五年四月に行われた第十八回統一地方選挙に於いて、無投票での当選者数は総務省の記録が残る第三回統一地方選挙（一九五五年）以降で最も高くなり、市議選で三．五八％（二百九十五選挙区）、四十一の道府県議選で三十三．四％（三百二十一選挙区）が無投票当選となったとの新聞報道がされている。

この無投票当選における選挙公報の取り扱いについては、公職選挙法第七十一条により、「第百条第一項から第四項までの規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手續は、中止する」と定められており、この条文に基づいて、選挙公報の発行手續きが中止されている。

しかしながら、選挙公報が発行されないことにより、無投票で当選した議員たちが選挙時にどのような公約を掲げようとしていたのか、そして、その公約を履行しているかどうか等を有権者が確認することが困難になっている。これは民主主義の根幹である選挙において、

有権者の知る権利と有権者に思いを伝えたいと考えて選挙公報を製作した立候補者の両者を蔑ろにしていると考えられる。

公職選挙法第七十一条により選挙公報の発行手続きが中止されることは承知しているが、一方で、無投票選挙において候補者が選挙管理委員会に提出した選挙公報の原文の取り扱いについては公職選挙法上に明記されていない。

現状に於いては無投票選挙において候補者が選挙管理委員会に提出した選挙公報の原文について市民がその写しを行政文書公開により請求すること及びそうして得た選挙公報を市民が独自にウェブサイト等に掲載することは総務省の見解としても可能であり、又、前例もある。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 無投票選挙において立候補者が選挙管理委員会に提出した選挙公報の原文について、現在のような市民の自主性に委ねた受身の立場ではなく、有権者に対する行政機関の説明義務として、又、過去の選挙に関わる参考データとして積極的に各選挙管理委員会のウェブサイトに掲載することが望ましいと考えるが、政府の見解は。

右質問する。

【出典:衆議院 HP「立法情報」「質問答弁情報」「第 189 回国会 質問の一覧」。下線は片木】

## (2) 同質問に対する答弁書 (2015 年 9 月 15 日)

内閣総理大臣 安倍晋三

一について

選挙公報は、候補者等の政見等を選挙人に周知し、当該選挙公報が発行される選挙において選挙人が投票するに当たっての判断の材料を提供するために発行されるものであって、選挙が無投票となった場合には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十七条第一項又は第二項の規定に基づき発行される衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙の選挙公報は、同法第七十一条の規定により、その発行の手続を中止するものとされている。また、その他の選挙において同法第七十二条の二の規定により選挙公報を発行する場合も、同法第七十一条を含む同法の関係規定に準じて、条例で定めるところにより発行するものとされている。

選挙が無投票となった場合に、候補者等が提出した選挙公報の掲載文を選挙管理委員会のホームページに掲載することについては、右に述べた選挙公報の発行の目的に照らせば、その必要があるとは考えていない。



【出典:衆議院 HP「同上」。下線は片木】

## 参考 2 選管ホームページに選挙公報を継続して掲載することに関する質問主意書

### (1) 同質問主意書 (2015 年 5 月 14 日)

提出者 初鹿明博

二〇一一年、当時の片山総務大臣が「ホームページに選挙公報として掲載することは法的には可能だと思います」という国会答弁をしましたことが契機となり、総務省が、全国の選管に対して、選管ホームページに選挙公報をウェブ掲載することを認める通知を出しました。

この通知を受けて、選挙公報のウェブ掲載が全国で始まり、選挙期間中、有権者は選挙公報を選管のホームページ上で見る事が出来るようになり、利便性が高まりました。

しかしながら、ほとんどの自治体の選管は選挙が終わると選挙公報をホームページに掲載することをやめてしまっていて、各議員が選挙時にどのような公約を掲げていたのか、そして、その公約を履行しているかどうかを、有権者が任期の途中で確認することが出来なくなっています。

このような対応がされている理由は、総務省が「掲載期間は投票日当日までとすることが適当である」と通知に記載していることによるのです。

ウェブ掲載を投票日当日までとする理由として、公職選挙法第七十条において、選挙公報は、選挙の期日前二日までに配布することとされている一方で、選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載については、同法第六条の規定に基づき、有権者に対する啓発、周知活動の一環として行うものであることから、掲載する期日について特段の制限はないが、選挙運動用ポスターについては同法第七十八条の二の規定において「選挙の期日後速やかに撤去しなければならない」とされており、選挙公報についても選挙運動用ポスターに準じた取り扱いとすることが望ましいからとしています。

しかし、上述した通り、選挙公報は各候補者の公約が記されており、後日、それが履行されているかどうかを確認するための数少ない材料となるものであるため、顔写真しかないポスターと同列に扱うべきものではないと考えます。

また、各選管が選挙が実施されるごとに発行している「過去の選挙の記録」という冊子には、「過去の選挙結果のデータの一つ」という位置付けで、選挙公報が掲載されていることが多い実情があります。

冊子で行われていることがホームページ上ではダメだという合理的な理由はございません。

つきましては、各議員が公約を実現出来ているかどうか確認できるように、少なくとも次の選挙までの間、選管のホームページで掲載し続けることが基本となるように、選挙公報の

ウェブ掲載を投票日当日までとすることが適当だとする通知を見直すべきだと考えますが、  
ご所見を伺います。

右質問する。

【出典:衆議院 HP「同上」。下線は片木】

## (2) 同質問に対する答弁書 (2015年5月22日)

内閣総理大臣 安倍晋三

選挙公報の選挙管理委員会のホームページへの掲載については、選挙公報が掲載順序をくじで定める等全ての候補者等に対して平等公正な取扱いとすることを確保する仕組みの下に発行されるものであることに鑑み、当該ホームページにアクセスした時には選挙公報がページ単位で、又は全体を一括した形で画面に表示される設定とする等、候補者等を平等に取り扱い、選挙の公正を害さない形式で行われるものであれば、有権者に対する啓発、周知活動の一環として行うことは可能であると解され、また、その場合の掲載期間については、選挙運動用ポスターの取扱いに準じて投票日当日までとすることが適当であると解されたことから、「選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載に関する質疑応答集について」(平成二十四年三月二十九日付け総行選第八号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知)により、その旨を各都道府県選挙管理委員会に通知するとともに、各市区町村選挙管理委員会への周知を依頼したところである。

一方、特定の選挙の啓発、周知活動の一環として行うものではなく、御指摘のように過去の選挙に関する記録として、投票日の翌日以降、選挙公報を選挙管理委員会の記録用のホームページに掲載することについては、次回以降の選挙に係る選挙公報と混同されたり、選挙の公正を害するおそれのない形式で行われるものである限り、差し支えないものと考える。

【出典:衆議院 HP「同上」。下線及び傍点は片木】

## 参考3 関係法律の規定

### (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(解説)

「政府のアカウントビリティは、 国民主権原理のコロラリーとして導かれる。すなわち、主権者である国民の信託を受けている政府は、国民に対して、自らの諸活動を説明する責務を負わなければならない、この責務が果たされない場合、主権者は、「情報を与えられた市民(informed citizenry) 」とはいえず、真の主権者とはいえなくなる。政府情報の公開こそ、国政に対する国民の的確な理解と批判を可能にし、主権者としての責任ある意思形成を促進するのである。」

【出典：宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説 第7版』(2017年12月)。下線は片木】

### (行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

**第二十四条** 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(解説)

「本条は、開示請求制度に基づく受動的な開示にとどまらず、政府が能動的に情報提供施策の充実に努めることにより、アカウントビリティを確保すべきことを明確にしている。

開示請求に基づく開示が重要であることはいまでもないが、各行政機関の組織・所掌事務・基本的政策、国民生活に重要な影響を与える情報は、開示請求を待って受動的に開示するのではなく、政府が自発的に情報提供を行ったり、公表を義務づける制度を整備する必要がある。開示請求制度は、行政機関情報公開法の柱であるが、決して万能ではなく、情報提供制度や情報公表義務制度とあいまってアカウントビリティの実現に寄与するものといえる。本条は、そのような認識のもとに設けられたものである。本条にいう「情報の提供」は、情報公表義務制度も含む意味で用いられていると解すべきであろう。」

【出典:同上。下線は片木】

## (2) 公職選挙法

### (選挙公報の発行)

**第百六十七条** 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ごとに、一回発行しなければならない。この場合において、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては衆議院名

簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院（比例代表選出）議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名、経歴及び当選人となるべき順位。次条第三項及び第百六十九条第六項において同じ。）等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。

- 3 選挙公報は、選挙区ごとに（選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて）、発行しなければならない。
- 4 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。
- 5 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

#### （掲載文の申請）

**第百六十八条** 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。）を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

- 2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。
- 3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、並びに写真を貼り付け、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、その他の参議院

名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

4 前三項の掲載文については、第百五十条の二の規定を準用する。

#### (選挙公報の発行手続)

**第百六十九条** 参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつたときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写し二通をその選挙の期日前十一日までに、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写し二通を衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前二項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

4 衆議院議員の選挙においては、小選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報と比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。

5 参議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報と選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。

6 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合、衆議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。

7 前条第一項の申請をした公職の候補者若しくはその代理人又は同条第二項若しくは第三項の申請をした衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者若しくはその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

#### (選挙公報の配布)

**第百七十条** 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。ただし、第百十九条第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第百七十二条の二の規定による条例の定める期日までに、配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

**第百七十一条** 第百条第一項から第四項までの規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手續は、中止する。

(任意制選挙公報の発行)

**第百七十二条の二** 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第百六十七条から第百七十一条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

【出典:「e-Gove 電子政府の総合窓口」HP「e-Gove 法令検索」による。下線は片木】